宝達志水町
令和６年能登半島地震
生活再建支援ガイド

令和７年８月12日現在

被災者支援総合窓口
[電話]0767-29-8230

目次

1	支援金・弔慰金	問い合わせ先	ページ
101	被災者生活再建支援金を受給する	健康福祉課	1
102	災害弔慰金・障害見舞金の支給	健康福祉課	2
2	住まい・ごみ		
201	被災住宅の応急修理	地域整備課	3
202	住宅の耐震化	地域整備課	5
203	がけ地の災害防止及び応急防災工事	地域整備課	6
204	被災した宅地の復旧支援	地域整備課	7
205	災害復興住宅融資	(独)住宅金融支援機構	9
206	危険ブロック塀の除去	地域整備課	10
207	被災家屋等の解体・撤去（公費解体・自費解体）	環境安全課	11
208	マイホーム取得奨励金	企画情報課	13
209	個人設置型浄化槽の修繕補助	地域整備課	14
3	教育・医療・福祉・税など		
301	児童扶養手当の特例措置	子育て応援室	15
302	雇用保険失業給付の支給等	石川労働局職業対策課 ハローワーク羽咋	16
303	老齢福祉年金及び障害基礎年金の受給	税務住民課 七尾年金事務所	17
304	国民年金保険料の免除	税務住民課 七尾年金事務所	18
305	県税の減免・納税猶予等	中能登総合事務所税務課	19
306	家屋減価・固定資産税減免制度	税務住民課	20
4	事業者支援		
401	中小企業・小規模事業者を支援するための特別相談窓口	宝達志水町商工会 石川県商工会連合会	21
402	セーフティネット保証4号の認定申請	商工観光課	22
403	なりわい再建支援事業補助金		23
404	小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和６年能登半島地震）」	宝達志水町商工会	24
405	令和６年能登半島地震特別貸付	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル	25
406	雇用調整助成金の特例措置	石川労働局職業対策課 ハローワーク羽咋	26
407	令和6年能登半島地震災害対策特別融資保証制度	石川県信用保証協会	27
408	被災者（個人事業主）の債務整理支援	ローンの借入先	28
409	農林漁業を営む者に対する相談窓口	中能登農林事務所企画調整室 石川県漁業協同組合本所	29

5 各種相談

501 生活支援窓口案内ガイドブック	石川行政評価事務所	30
502 法律に関する相談	金沢弁護士会	31
503 被災者支援相談	石川県司法書士会	32
504 消費生活相談	石川県消費生活支援センター (独)国民生活センター	33
505 健康相談・こころの相談	健康づくり推進室	34

6 その他

601 証明書等手数料の免除	税務住民課	35

101 被災者生活再建支援金を受給する

健康福祉課	0767-28-5506
被災者支援総合窓口	0767-29-8230

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	○

【対象となる方】
住宅が被災し、罹災証明書の発行を受けた方

【制度の内容】支援金は、以下の２つの合計額となります。
①住宅の被害程度に応じた基礎支援金　＋　②住宅の再建方法に応じた加算支援金

区分	基礎支援金	加算支援金 再建方法	支給額	支給額（町独自）	合計
全壊 解体世帯※	100 万円	建設・購入	200 万円	100 万円	400 万円
		補修	100 万円	50 万円	250 万円
		賃貸	50 万円	25 万円	175 万円
大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	100 万円	350 万円
		補修	100 万円	50 万円	200 万円
		賃貸	50 万円	25 万円	125 万円
中規模半壊	20 万円	建設・購入	100 万円	50 万円	170 万円
		補修	50 万円	25 万円	95 万円
		賃貸	25 万円	12.5 万円	57.5 万円
半壊	20 万円	建設・購入	100 万円	－	120 万円
		補修	50 万円	－	70 万円
		賃貸	25 万円	－	45 万円
準半壊	10 万円	－	－	－	10 万円
一部損壊	2 万円	－	－	－	2 万円

※半壊以上の住宅がやむを得ない事由によりに解体される世帯は全壊扱いとなります。
・世帯人数が１人の場合は各該当欄の金額の 3／4 の額が支給されます。
・賃貸は公営住宅を除きます。

	基礎支援金	加算支援金
申請期限	令和８年１月 31 日まで	令和９年１月 31 日まで
必要書類等	・罹災証明書・振込口座通帳の写し（口座名義（カタカナ）及び口座番号が確認できる面の写し） ・マイナンバーカード又は住民票 ・解体の場合は別途書類あり	契約書の写し又は見積書の写し、領収書の写し、工事写真

102 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

健康福祉課　福祉係　　0767-28-5506

①災害弔慰金

災害により亡くなられたの方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

受給遺族	ア．配偶者、子、父母、孫、祖父母	
	イ．死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹 （死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）	
支給額	ア．生計維持者が死亡した場合	500 万円
	イ．その他の者が死亡した場合	250 万円

②災害障害見舞金

災害により負傷、疾病で精神又は身体に重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢 ひじ関節以上切断等）が生じた方に対して、災害障害見舞金を支給します。

支給額	ア．生計維持者	250 万円
	イ．その他の者	125 万円

201 被災住宅の応急修理

地域整備課　　0767-29-8160
被災者支援総合窓口　　0767-29-8230

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	ー

令和６年能登半島地震による被災　0120-330-712（フリーダイヤル）
住宅補修等相談ダイヤル　　10:00～17:00（土曜・日曜・祝日を除く）
※ 国土交通省の指定を受けた住宅専門の相談窓口『住まいるダイヤル』の相談員（建築士）が対応します。

地震により「準半壊」以上の被害を受けた住宅について、屋根や床、壁、窓、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の箇所の応急的な修理にかかる経費の一部を補助します。
この制度は災害救助法に基づく制度で、元の住宅で居住を継続するためのものです。
住民からの申込みに基づき、町が業者に依頼し、修理費用は町から業者に支払います。

【対象となる方】
地震により被害を受けた住家が「罹災証明書」で「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の判定を受け、自らの資力で応急修理をすることができない方
※「全壊」と判断された住宅についても、修理により引き続き居住が可能となる場合は、制度の対象となります。
※駐車場や倉庫、空き家は対象外です。

【応急修理の範囲】
住宅の応急修理の対象範囲は、屋根や壁、床、ドア等の開口部の補修、上下水道等の配管、居室、台所、トイレ等の日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所となります。
・地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
・建具等のグレードアップは応急修理の趣旨・目的と合致しないため対象外です。
・DIY は対象外です。
・家電製品（エアコンの室外機含む）は対象外です。
・ふすま、障子類の枠組みが破損している場合などは対象として差し支えありませんが、張替えだけで済むような修理は対象外となります。

【費用の限度額】
・「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の場合：706,000 円以内
・「準半壊」の場合：343,000 円以内
※どちらも１世帯あたり
※「罹災証明書」で費用の限度額を確認します。
※費用は、町から修理業者に直接支払います。
※限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は、自己負担となります。
[次ページに続きます]

【申込期限】

令和８年９月 30 日まで

※町が修理業者に作業を依頼しますので、着工前に申請をお願いします。

【その他】

・原則、着工前に申請が必要ですが、早急に修理が必要な場合は、必ず施工前、施工中、施工後の写真を撮影してください。
（写真がない場合、補助の対象とならない場合があります。）

・応急修理は、町が業者に直接工事代金を支払う制度です。（現物支給）
業者へ工事代金の支払いが完了してしまうと制度を利用することができませんので、ご注意ください。

・被災日時において、実際にお住まいであった住宅に対しての補助制度です。

【必要書類等】

①申込み時（申込者から町へ提出）

・住宅の応急修理申込書
・罹災証明書（コピー可）
・施工前の被害状況が分かる写真
・修理見積書（後日提出も可。ただし、工事決定には必要）
・資力に関する申出書
・住宅被害状況に関する申出書

②完了後（修理業者から町へ提出）

・工事完了報告書
・修理前、修理中、修理後の写真台帳
・修理見積書の写し（変更のない場合は不要）

応急修理の工事例

	工事例	備　考
1	壊れた屋根の補修	瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。
2	傾いた柱の家起こし	筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。
3	破損した柱梁等の構造部材の取替	
4	壊れた床の補修	床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。
5	壊れた外壁の補修	土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
6	壊れた基礎の補修	無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。
7	壊れた戸、窓の補修	破損したガラス（取り替えるガラスはペアガラスでも可）、カギの取替を含む。
8	壊れた給排気設備の取替	
9	上下水道配管の水漏れ部分の補修	配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。
10	電気、ガス、電話等の配管の配線の補修	スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む。
11	壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替	便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。

202 住宅の耐震化

地域整備課　　0767-29-8160

昭和 56 年（1981 年）以前に建てられた住宅について、耐震診断や耐震改修を行う場合に経費の一部を補助します。

能登半島地震により被災し、罹災証明が発行された住宅も対象となります。（令和６年８月追加）

【対象となる住宅】

昭和 56 年（1981 年）以前に建てられた住宅（一戸建て）

能登半島地震により被災し、罹災証明が発行された住宅（一戸建て）

【補助対象となる条件】

・本町に存する住宅

・現に居住の用に供している住宅または補助事業完了後に速やかに居住の用に供する住宅

【補助額】

・耐震診断：補助率： 9/10 （限度額： 100,000 円）

・耐震改修：補助率：10/10 （限度額：1,800,000 円）

【必要書類等】

補助事業認定申請書（事業着手前に提出する必要があります。）

【その他】

・耐震診断とは、住宅が地震に対してどの程度の強さがあるか調べるものです。

・耐震改修とは、診断結果に基づいて補強計画を作成し、その計画に基づいて補強工事を行うものです。（壁や接合部の補強など）

203 がけ地の災害防止及び応急防災工事

地域整備課　　0767-29-8160

個人が所有する「がけ地等」による災害の未然防止、また、既に発生したがけ崩れの被害拡大を防止するために行う工事の経費を一部補助します。

【対象者】
がけ地の所有者または危険家屋の所有者で町税等を滞納していない方

【がけ地等とは】
・がけ地：高さが 3m 以上かつ勾配が 30 度以上の人工的に形成されていない傾斜地
・危険区域：がけ地の下端からの水平距離が、がけ地の高さの 2 倍の範囲内の土地
・危険家屋：危険区域内に存する現に居住用に供する建築物
・防災工事：がけ崩れによる災害防止のためのがけ地の整備工事
・応急防災工事：現に発生したがけ崩れによる被害の拡大を防止するために行う仮設工事で、土砂及び倒木等の障害物除去、その他応急的な措置の工事

【補助の交付対象要件】
・危険家屋を有するがけ地
・がけ地が他の補助事業の対象外であること
・宅地の分譲等営業として行う事業でないこと
・過去に防災工事の補助を受けていないこと
・工事に要する費用が 100,000 円以上の工事であること

【補助額】
・防災工事：　補助率：1/2　限度額：1,000,000 円
・応急防災工事：補助率：1/2　限度額：　300,000 円

【必要書類等】
①補助金交付申請書
②位置図、公図及び現況写真ならびに工事内容が確認できる図面等
③工事見積書または工事請負契約書の写し
④納税証明書など

204 被災した宅地の復旧支援

地域整備課	0767-29-8160

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	○

地震による被害からの早期の復興を図るため、被災者が行う宅地の復旧工事等に要する費用の一部を補助します。

【対象となる方】

地震発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者等

【対象工事】

＜被災宅地の原形復旧を基本とした工事＞

・のり面の復旧工事
・擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去を含む）
・地盤の復旧工事（陥没への対応を含む）

＜地盤改良工事＞　※罹災証明書が必要

・住宅建屋下の再被害防止工事（液状化が発生したと見られる区域において、液状化による再度災害を防止するために行う住宅建屋下の工事）

＜傾斜修復工事＞　※罹災証明書が必要

・住宅建屋の基礎の沈下または傾斜を修復する工事

【補助金額】

・補助金額＝（対象工事費－50 万円）×5/6　（補助金の限度額は 958 万円です）

【提出書類】

＜交付申請＞

・宝達志水町宅地復旧支援補助金交付申請書（様式第 1 号）
・宅地の全部事項証明書又は所有者等であることが確認できる書類
・補助対象工事の設計図書（位置図、計画平面図等）
・宅地の被害状況を確認できる資料（写真等）
・補助対象工事の見積書の写し又は工事請負契約書の写し
・申請箇所が住宅の用に供されていたことが確認できる書類（住民票等）
・宅地の所有者（申請者を除く）全員または一部の承諾書（参考様式 1）
・所有者等以外が申請する場合は、委任状（参考様式 2）
・その他町長が必要と認める書類

［次ページに続きます］

＜変更申請＞

・宝達志水町宅地復旧支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第３号）
・補助対象工事の設計変更図書（変更図面等）
・補助対象工事の変更見積書の写し
・その他町長が必要と認める書類

＜完了実績報告＞

・宝達志水町宅地復旧支援補助金実績報告書（様式第５号）
・工事請負契約書等の写し（交付申請で提出していない場合）
・費用の支払いが確認できる領収書又はそれに代わるもの
・補助対象工事の完成図、工事写真等
・その他町長が必要と認める書類

＜補助金請求＞

・宝達志水町宅地復旧支援補助金交付請求書（様式第７号）
・補助対象工事実額の全額を工事施工者等に支払ったことが分かるもの（領収書等の写し）
・その他町長が必要と認める書類

申請書等は
町ホームページからダウンロードできます

205 災害復興住宅融資

(独)住宅金融支援機構

北陸支店　076-233-4253

災害専用ダイヤル　0120-086-353

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	ー	ー

災害で被災された方が被災住宅を復旧するための住宅ローン。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている方が利用できます。

※ 既に被災住宅の復旧が行われている場合は、原則として融資をご利用いただけません。

詳しくは、ホームページをご参照下さい。

206 危険ブロック塀の除去

地域整備課　　0767-29-8160

通行人の安全と災害時の緊急車両の通行を確保するため、倒壊の危険性のあるブロック塀を除去する場合にその経費の一部を補助します。

【対象となる危険ブロック塀】
・コンクリートブロック造りの塀及び門柱で道路に面しているもの
・建築基準法の基準を満たしていないもの

【補助額】
1㎡あたり4,000円（限度額：100,000円）

【必要書類等】
・補助金交付申請書
・ブロック塀を含む建物の所有権を確認できるもの
・工事請負契約書または見積書の写し
・付近見取図、現況写真及び工事内容を示す図面または書類

【その他】
判定区分、判定基準については、お問い合わせください。

207 被災家屋等の解体・撤去（公費解体・自費解体）

環境安全課　　0767-29-8140

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	－	－

【制度の内容】

①公費解体

地震により被災した家屋で、罹災証明書または被災証明書で「半壊」以上の認定を受けた家屋（住家、空き家、車庫、倉庫など）について、所有者の申請に基づき、町が所有者に代わって解体・撤去を行う制度です。

②自費解体

地震により被災した家屋で、罹災証明書または被災証明書で「半壊」以上の認定を受けた家屋（住家、空き家、車庫、倉庫など）について、解体業者に依頼して解体・撤去を行った方に、かかった費用を返還する制度です。

償還金の額は、解体・撤去に要した費用のうち、償還の対象とするべき項目の金額の合計と、石川県が別に定める基準に基づき、町が算定した金額の合計とのいずれか少ない金額が上限となりますので、負担した費用の全額が償還されるとは限りません。

申請には次の書類が必要となりますので、必ず保管しておいてください。

【記録写真（工事前・工事中・工事後）、見積書、契約書、領収書、マニフェスト（廃材処分伝票）】

【申請受付および個別相談について】

「町 HP（公費解体・自費解体）の必要書類一覧」をご確認の上、必要書類を準備、ご持参ください。

＜受付窓口＞被災者支援総合窓口（宝達志水町役場 I 階　企画情報課横）

＜受付時間＞平日 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（※土、日曜、祝日を除きます）

＜受付方法＞原則、持参のみ

※受付は予約制となっていますので、担当課まで電話で予約の上、お越しください。

【その他】

※敷地内に住家と倉庫などがある場合は、税務住民課でそれぞれの家屋の罹災証明書または被災証明書を申請してください。

※家屋の一部（外壁、屋根など）のみの解体や補修改修工事（リフォーム）は対象となりません。

※住宅の応急修理制度との併用はできません。

[次ページに続きます]

	公費解体	自費解体
必要書類は 町ホームページからダウンロードできます		

【相続や手続き等でお困りの方へ】

公費解体の実施にあたっては、事前に所有者の同意が必要ですが、相続等により所有者が複数人いる場合や所有者が死亡している場合等、相続や手続き等で公費解体の申請に苦慮されている場合、下記のとおり弁護士会等が無料で電話相談に対応しております。

■令和 6 年（ 2024 年）能登半島地震何でも無料電話相談（金沢弁護士会）
電話番号：080-8995-9483（平日 10：00～16：00）

■司法書士による無料電話相談（へるぷねっといしかわダイヤル）
電話番号：076-292-8133（平日 10：00～16：00）

208 マイホーム取得奨励金

企画情報課	0767-29-8230

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	○

能登半島地震により住宅の被害を受けられた方の新たな住宅取得、再建の一助とするため、奨励金を支給します。

【対象となる方】

能登半島地震により被災された方で、以下に該当する方

・住宅登記の持ち分が２分の１以上であること

・地方税等に滞納が無いこと

【制度の内容】

・本町に定住することを目的とした新築・建売・中古住宅が対象

・下水道（農業集落排水施設を含む。）整備区域である場合、排水設備を下水道に接続すること

・奨励金の額

①基本額　150 万円

※令和７年４月１日以降の申請から住宅購入額が基本額と加算金額を合わせた総支給額に満たない場合は、住宅購入額が上限金となります。（１万円未満の端数は切り捨て）

②町内建築業者を活用した場合 50 万円を加算

※町内の建築業者を活用して住宅を新築・購入した場合（契約書等により確認）

③45 歳以下の町外からの転入者１人につき 20 万円を加算（加算限度額 100 万円）

※申請日現在、本町に転入し３年未満かつ２年以上町外の住民基本台帳に記載されていた方が対象

【必要書類等】

①申請書

②チェックリスト

③住宅工事請負契約書または売買契約書の写し

④建物登記の全部事項証明書（コピー可）

⑤住宅の位置図

⑥住宅の全景が分かるカラー写真（前後左右の各１枚）

⑦承諾書兼誓約書

⑧罹災証明書の写し

209 個人設置型浄化槽の修繕補助

地域整備課　　0767-29-8160

能登半島地震によって被害を受けた個人設置の浄化槽の修繕にかかる経費を補助します。

◆まずは、コールセンターにお電話ください。

個人が設置した浄化槽の復旧に関するお問い合わせなどは下記のコールセンターにお問い合わせください。

【内容】①復旧工事に関するお問い合わせや相談
②復旧工事に係る補助金申請手続きの説明

【時間】午前９時～午後５時半（土日、祝日除く）

【電話】 ０１２０－３２６－１２１（フリーダイヤル）

【メール】noto@zenjohren.or.jp

ＱＲコードを読み取ると、メールアドレスが自動入力されます。

◆基準額を上限として補助金を交付します。（基準額以下の場合、自己負担はありません。）

ただし、以下の条件に当てはまるものは対象外です。

・公共下水道区域及び農業集落排水区域にある浄化槽
　※下水道に接続してください。
・単独処理浄化槽
・浄化槽から 1m以内の流入管及び放流管を除く宅内配管
・管理者が浄化槽等の保全に当然に必要な措置又は維持管理を怠っていたことが明らかであるもの
・既存の工事が疎漏であることが明らかであるもの
・この補助金以外に補助又は補償を受けているもの

【基準額】

人槽区分	基準額 （補助額上限）
５人槽	３９０，０００円／基
７人槽	４７４，０００円／基
10 人槽	６６０，０００円／基
11 人槽以上	１，００２，０００円／基

【必要書類等】

・宝達志水町浄化槽等災害復旧事業補助金交付申請書
・浄化槽被害調査結果等（写真、保守点検記録等を含む。）
　※ご契約の保守点検業者に依頼して下さい。
・工事見積書
・その他参考となる資料

301 児童扶養手当の特例措置

子育て応援室　児童福祉係　　0767-28-5526

児童扶養手当には所得制限がありますが、住宅、家財などの財産価格のおおむね２分の１以上の損害を受けられた方には、その損害を受けた月から翌年の１０月までの手当について、所得制限を解除し、全部支給となる特例措置を受けられる場合があります。

【対象となる方】

次に該当する方のうち、災害により、住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね２分の１以上の損害を受けられた方。

・母または父のうち、本人の所得制限により一部支給または全部停止の方
・受給者である養育者、扶養義務者、所得税法上の控除対象配偶者

【必要書類等】

①罹災証明書の写し
②児童扶養手当被災状況書（子育て応援室に用紙があります）
③児童扶養手当証書

【適用期間】

令和７年１０月分までの手当

【注意点】

・全部支給の方は対象外です。
・被災金額には保険等で補てんされた額は含みません。
・被災した年の所得が全部支給限度額以上であった場合は、後日返還が必要です。

302 雇用保険失業給付の支給等

石川労働局 職業安定部　職業対策課	076-265-4428
ハローワーク羽咋	0767-22-1241

能登半島地震により被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特例措置が実施されています。

【特例措置の内容】
(1) ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」が可能
(2) 他のハローワークでも雇用保険の手続きが可能
(3)「災害時における雇用保険の特例措置」

本地震発生の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方が、
・災害により休業した場合（注１）
・災害により一時的に離職した場合（注２）
に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

注１：激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも、基本手当を受給できます。

注２：激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

※詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107715_00007.html

303 老齢福祉年金及び障害基礎年金の受給

税務住民課　住民係	0767-29-8120
七尾年金事務所	0767-53-6511

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	ー	ー

【対象となる方】

所得制限により老齢福祉年金、障害基礎年金の支給が停止されている方で、災害被害により収入源が認められる方。

（住宅、家財などに２分の１以上の損失があった場合）

・20 歳前傷病による障害基礎年金の受給者　年金コード 2650、6350

・老齢福祉年金の受給権者

・特別障害給付金の受給資格者

※ 保険などによる補填がある場合は、その分を控除。

【制度の内容】

支給停止の解除

【必要書類等】

①年金証書

②罹災証明書（コピー可）

③被災状況届（役場窓口等にあります）

304 国民年金保険料の免除

税務住民課　住民係	0767-29-8120
七尾年金事務所	0767-53-6511

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	ー	ー

【対象となる方】

国民年金第１号被保険者で、災害等で大きな被害を受けたために保険料の納付が困難な方（住宅、家財その他の財産について、おおむね２分の１以上の損害を受けられた方が対象）

【申請に必要な書類】　※事前にお電話でお問い合わせください。

・罹災証明書

・被災状況届など

305 県税の減免・納税猶予等

中能登総合事務所税務課課税係　0767-52-6112	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	○	○	○	○	○	○

地震で受けられた被害の状況により、県税の納税猶予（分割納付）や減免を受けられる場合がありますので、上記の問い合わせ先までご相談ください。

【対象となる方】
震災に遭われた方

（1）減免に関する問い合わせ
［対象税目］
・不動産取得税

（2）納期限の延長に関する問い合わせ
令和６年１月１日以降に到来する県税に係る申告、申請、請求その他の書類の提出、
又は納付書若しくは納入に関する期限のうち、令和６年１月１日以降に期限が到来するものが対象です。

（3）徴収の猶予制度に関する問い合わせ
このたびの地震により被災され、県税等を一時的に納付（納入）することができないと認められる場合は、申請により徴収の猶予を受けることが出来ます。

（4）必要書類
罹災証明書もしくは被害写真

306 家屋減価・固定資産税減免支援制度

税務住民課　税務係　　0767-29-8150

①地震により被害を受けた家屋の評価額について

令和６年能登半島地震により被害を受けた家屋に係る、令和６年度分の固定資産税については、罹（被）災証明書で半壊以上の判定を受けた家屋を対象に被害の程度に応じた損耗残価率（※）により損耗減点補正を適用し、税額を減額しています。申請の必要はありません。

（※）損耗残価率･･･家屋の損耗の状況による残価を表したもの

【被害の程度による補正】

損耗減価率	罹災証明書の判定			
	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊
	０．４	０．５５	０．６５	０．７５

ただし、家屋が建てられてから何十年も経過している建物については、損耗減点補正を適用してもなお、前年の評価額の方が安い場合があります。その場合、税額は減額になりません。

②解体申請済みの家屋に係る固定資産税の免除について

令和６年能登半島地震で被害を受け、公費解体および自費解体（半壊以上）の申請をされている家屋については、令和６年度の被災家屋分の固定資産税が免除されます。

申請の必要はありません。公費解体などの申請が完了した家屋から順次、税額変更通知書を送付します。

③取得した資産の減免について

令和６年能登半島地震により滅失・損壊した家屋および償却資産にかわるものとして、新たに家屋および償却資産を取得した場合（中古を含む）は、課税されることとなった年度から４年度分までの固定資産税を２分の１減免します。

減免を受けるためには、申請が必要となります。

401 中小企業・小規模事業者に対する特別相談窓口

宝達志水町商工会	076-204-6832	https://hoshi.shoko.or.jp/
石川県商工会連合会	076-268-7300	https://shoko.or.jp/info/common/2923

能登半島地震により企業経営に影響を受けた中小企業・小規模事業者を支援するために、商工会に特別相談窓口が設置されました。相談をご希望の方はご利用下さい。

【対象となる方】
令和６年能登半島地震により、企業経営に影響を受けた方

【制度の内容】
被災中小企業・小規模事業者に対する支援情報の提供など
※借入金のご返済に関するご相談は、取引金融機関にご相談ください。

・北陸財務局管内預金取扱金融機関営業情報
https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/content/013/2024010502.pdf

【必要書類等】
(1) 被害を受けられた建物、機械設備、什器備品、車両等の被害状況が分かる写真
(2) 機械設備や車両など、その型番及びスペックが分かる仕様書や説明書等

402 セーフティネット保証４号の認定申請

商工観光課　　0767-29-8250

突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高の減少等の影響を受けている中小企業を支援するための制度です。

【対象となる方】

次のいずれにも該当する中小企業者

・宝達志水町において１年間以上継続して事業を行っていること。

・災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近１か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

【制度の内容】

一般枠とは別枠（最大 2.8 億円）で融資額の 100%を信用保証協会が保証する制度

※詳しくは中小企業庁または石川県信用保証協会のホームページをご確認ください。

・中小企業庁：https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.html

・石川県信用保証協会：https://www.cgc-ishikawa.or.jp/support_fina/index.html

【必要書類等】

（1）認定申請書（様式第 4-1）２部

（2）売上高比較表 １部　※作成者または申請者の記入押印が必要

（3）試算表（最近１か月分及び前年同期分）１部

（4）（3）の後２か月間の見込み売上高等及び対応する前年２か月の売上高等のわかるもの。　※例：試算表、売上台帳、売上高確認票等

（5）事業所の所在地が確認できる書類

（法人の場合）商業・法人登記の登記事項証明書（写し）１部

直近の決算書または法人税申告書（写し）１部

（個人の場合）直近の確定申告書（写し）１部

【その他】

・指定期間：中小企業庁ホームページをご参照ください。

※指定期間とは、認定申請をすることができる期間のことです。

・認定書の有効期限：認定書発行日から起算して 30 日

403 なりわい再建支援事業補助金

金沢事業者センター　0120-867-100

能登半島地震により災害のため甚大な被害を受けた地域において、石川県が作成する復興事業計画に基づき、中小企業等が行う施設復旧等に要する経費の一部を国と県が補助します。

【対象となる方】

今般の地震による被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

【制度の内容】

（１）補助対象経費

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

（２）補助上限額

15 億円　※下限額はありません

（３）補助率

補助対象経費の 3/4（中堅企業等は 1/2）

※詳しくは石川県のホームページをご確認ください。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/nariwai.html

【必要書類等】

（１）商業登記簿（または、住民票）
（２）県税に未納がないことの証明書
（３）財務諸表（直近 1 年分）
（４）被災を受けたことが分かる書類（罹災証明書など）
（５）施設・設備の所有が分かる書類（現在事項証明書、名寄帳兼課税台帳等）
（６）施設・設備の復旧に係る見積書の写し
（７）図面（位置図・平面図など）
（８）被災写真

【その他】

公募期間：令和 6 年 4 月 1 日から随時受付

404 小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和６年能登半島地震）」

宝達志水町商工会　　076-204-6832

今般の地震により被災された小規模事業者等が事業再建に取り組むにあたり、商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む事業再建の経費の一部について、補助金を交付します。

【対象となる方】

被災地域に所在し、令和６年能登半島地震による被害を受けた小規模事業者等

※小規模事業者の定義

業種	常時使用する従業員の数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	５人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20 人以下
製造業その他	20 人以下

【制度の内容】

（１）補助対象経費

小規模事業者の事業再建ための取り組みに係る経費（ハード、ソフトともに対象）

（２）補助上限額

①自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害が生じた事業者：200 万円

②間接的な被害（売上減少）があった事業者：100 万円

（３）補助率：補助対象経費の 2/3 または定額

※詳しくは全国商工会連合会のホームページをご確認ください。

https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_rlh/noto/index.html

【必要書類等】

（１）直接的な被害を受けたことが分かる公的書類の写し：被災証明・罹災証明書等

（２）間接的な被害（売上減少）を受けたことが分かる公的書類の写し：セーフティネット保証４号の認定書、町が発行する売上減少の証明書等

【その他】

公募期間については、全国商工会連合会のホームページをご確認ください。

※本事業の申請については、町商工会の確認が必要となります。

405 令和６年能登半島地震特別貸付

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル　　0120-154-505

今般の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫が設備資金または運転資金を融資する制度が創設されました。

【対象となる方】

（１）被災４県に事業所を有し、直接被害を受けた方
　　※停電等による在庫被害を含む。
（２）（１）の事業活動に依存し、間接被害を受けた方
（３）今般の地震により、業況が悪化（風評被害等）している方

【制度の内容】

災害復旧及び災害に伴う社会的要因等により必要となる設備資金、運転資金を融資する制度

	国民生活事業 （小規模事業者向け）	中小企業事業 （中小企業者向け）
融資限度額	６千万円 （各貸付制度の限度額に上乗せ） ※(3)の方　別枠４千８百万円	３億 （別枠） ※(3)の方　７億２千円
貸付期間 （うち据置期間）	設備資金：20年以内　運転資金：15年以内 （5年以内）	
貸付利率	(1)の方　当初３年間は所定の金額を限度に「基準利率※－0.9%」 （貸付後４年目以降は「基準利率※－0.5%」） (2)の方　基準利率※ (3)の方　基準利率（中小企業者の状況により変動） ※国民生活事業にあっては、特別貸付等の融資対象となる場合は、特別利率の適用が可能	

※詳しくは日本政策金融公庫のホームページをご確認ください。
https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/20240Isaigai.html

【必要書類等】

直接被害を受けた中小企業者等は、原則、罹災証明書等が必要

406 雇用調整助成金の特例措置

石川労働局　職業安定部　職業対策課	076-265-4428
ハローワーク羽咋	0767-22-1241

能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、雇用調整助成金の特例措置を講じます。

【対象となる方】

今般の地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主

（対象期間初日：令和６年１月１日から令和６年６月30日）

※経済上の理由とは

地震による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

（理由例）

・取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない。

・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない。

【特例措置の内容】

（1）要件緩和

・生産指標の確認期間を３か月から１か月に短縮

・最近３か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象

・地震発生時に事業所設置後１年未満の事業主についても助成対象

（2）計画届の事後提出が可能

（3）過去に雇用調整助成金を受給していた事業主に対する受給制限の廃止

（4）雇用保険被保険者期間が６か月未満の労働者についても助成対象

（5）助成率の引き上げ

（6）休業等規模要件の緩和

（7）支給日数を「１年間で100日」から「１年間で300日」に延長

（8）残業相殺制度を撤廃

※詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37290.html

407 令和６年能登半島地震災害対策特別融資保証制度

石川県信用保証協会　事業部保証課　076-222-1522

石川県信用保証協会　経営支援課　076-222-1550

令和６年（2024 年）能登半島地震により被災された事業者を支援する制度です。５年間無利子、保証料無料で利用できる制度です。

【対象となる方】

(1)中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定を受けていること。
（セーフティネット４号災害支援枠）

(2)いずれにも該当すること

①災害救助法が適用された地域内（野々市市、川北町を除く）に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。

②なりわい再建事業補助金など令和６年能登半島地震で被害を受けた施設、設備の復旧に係る補助金の交付決定を受けていること。ただし、罹災証明書または建築士による証明において、「全壊」、「半壊」と判定された場合は、当該交付決定を不要とする。

【制度の内容】

(1) 保証対象経費

①経営の安定に必要な資金

②事業再建資金

(2) 保証限度額：１億円

(3)保証率：事業者負担なし（国 0.65%、県 0.20%の補助）

(4)金利：当初５年間無利子（５年経過後 1.00%）

(5)保証期間：10 年以内（うち据置期間５年以内）

※詳しくは石川県信用保証協会のホームページをご確認ください。
https://www.cgc-ishikawa.or.jp/support_fina/suggest/index.html

【必要書類等】

(1)被災証明書・罹災証明書、建築士による証明書等の公的書類の写し

(2)セーフティネット保証４号の認定書

【その他】

取扱期間：令和６年２月 28 日から当面の間

※利用の場合は、お取引金融機関または石川県信用保証協会へ相談してください。

408 被災者（個人事業主）の債務整理支援

事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、今般の地震の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。

【対象となる方】

災害前の事業ローン等の借入を弁済することができないまたは、近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者

【制度の内容】

一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

https://www.dgl.or.jp/guideline/

【問い合わせ先】

ローンの借入先にお問い合わせください。

409 農林漁業を営む者に対する相談窓口

中能登農林事務所企画調整室	0767-52-2583	農業･畜産業・林業に関すること
石川県漁業協同組合本所	076-237-8815	漁業に関すること

【対象となる方】

令和６年能登半島地震による被害を受けた農林漁業者

【受付時間】

９時から 18 時（土日祝も対応）

501 生活支援窓口案内ガイドブック

石川行政評価事務所　　076-222-5232

https://www.soumu.go.jp/main_content/000921862.pdf

石川行政評価事務所では、能登半島地震による災害被災者への情報提供のために
『生活窓口案内（ガイドブック）』を作成しています。
情報提供の最新内容については、上記 web サイトをご確認ください。（随時更新されています。）

石川県行政評価事務所ホームページ
https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/ishikawa.html

502 法律に関する相談

金沢弁護士会	076-221-0242

金沢弁護士会無料法律相談	080-8995-9483	平日	10 時～16 時

能登半島地震に関する無料の法律相談を電話で受け付けています。

503 被災者支援相談

石川県司法書士会　　076-291-7070

石川県司法書士会 へるぷねっと　石川ダイヤル（無料）	076-292-8133	平日　10時～16時
日本司法書士会連合会 災害無料電話相談	0120-315199	毎日　17時～20時 令和6年6月30日まで
法テラス（日本司法支援センター） 災害無料法律相談	0120-078309	予約受付　平日　9時～17時 令和6年12月31日まで

【相談内容】

○空き家、成年後見、多重債務、破産、離婚・養育費、給与未払い
など

◎【法テラス（日本司法支援センター）】

法テラス（日本司法支援センター）では、震災に関する法的トラブルについての無料法律相談を実施しています。

被災者の方は、資力（収入や資産）に関わらずご利用いただけます。

なお相談方法は、面談、電話、オンラインでの相談が可能です。

〈相談内容の例〉

・不動産問題
・金銭問題
・相続問題など

【受付時間・問い合わせ先】

予約受付　　：平日9時00分～17時00分
お問い合わせ：平日9時00分～21時00分、土曜日9時00分～17時00分
電話番号　　：法テラス・災害ダイヤル
（被災者専用フリーダイヤル）0120-078309(おなやみレスキュー)
WEB予約　：法テラスホームページをご確認ください。

法テラスホームページ：
https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/notohantoujishin.html

料金：無料

【実施期間】　令和6年12月31日まで

504 消費生活相談

石川県消費生活支援センター	（専用ダイヤル）076-255-2319	毎日　9時～17時
独立行政法人　国民生活センター	（フリーダイヤル）0120-797-188	毎日　10時～16時

【相談内容】

・屋根の無料点検後、雨漏りをすると不安をあおられ高額な契約をさせられたり、
　高額修理代金の請求をされるケース。
・家屋修理の保険金請求を代行すると持ちかけられ、高額な報酬の請求トラブル。
・保険金が使えると勧誘する住宅修理サービスのトラブルなど

505 健康相談・こころの相談

健康づくり推進室　　0767-23-4545

先の見えない不安や生きづらさを感じるなど、さまざまな体やこころの悩みに、精神保健福祉士、保健師などが寄り添って、一緒に解決できる方法を探します。

【電話・来所・訪問相談】

宝達志水町　体とこころの健康相談	0767-23-4545	平日　8時30分～17時15分

【電話相談】

石川こころのケアセンター	0120-333-247	平日　9時～17時
石川県こころの健康センター	076-238-5750	平日　8時30分～17時15分
石川県こころの相談ダイヤル	076-237-2700	平日　9時～17時
	0570-783-780	平日　17時～翌9時 土日祝日　0時～24時
よりそいホットライン （一般社団法人社会的包摂サポートセンター）	0120-279-338 被災者専門ライン： ガイダンス「8」	10時～22時
自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル	0120-200-826	平日　10時～17時 （土日祝日を除く）

【対象となる方】

能登半島地震により被災された方または支援者

宝達志水町ホームページ　『こころの相談窓口』
https://www.hodatsushimizu.jp/gyosei/iryo_kenko_fukushi/1/2789.html

石川県ホームページ　『災害時の心のケア』
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/kokoro-home/kokoro/saigai.html

601 証明書等手数料の免除

税務住民課	0767-29-8120 0767-29-8150

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	○

能登半島地震の被害を受けた方が、生活再建に必要な手続きに利用する各種証明書等（住民票や税証明書など）の交付手数料を免除します。
※コンビニ交付サービスは有料です。

【対象となる方】
令和６年能登半島地震で被災された方
※被災自治体が発行した「罹（被）災証明書」または「罹災届出書」等の提示が必要です。

【使用目的】
令和６年能登半島地震による被災に伴う生活再建に関する手続きに使用するものに限ります。
（保険の請求、融資、公的機関の援助を受ける手続き、公営住宅の入居手続き等）
※「証明書交付請求（申請）書」の使用目的欄または口頭により確認します。

【減免の対象となる証明書の種類】
◆住民係
１　住民票の写し　　２　印鑑登録証明書
３　印鑑登録証の交付及び再交付　　４　マイナンバーカードの再交付
５　戸籍（除籍）謄本等
◆税務係
１　所得証明　　２　所得課税証明・世帯
３　課税（非課税）証明　　４　資産（無資産）証明
５　評価証明　　６　公課証明
７　固定資産名寄帳　　８　納税証明
９　その他手続きに必要な証明

【申請に必要なもの】
・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
・被災自治体が発行した「罹（被）災証明書」または「罹災届出書」等
・委任状（代理人による申請の場合）

【注意事項】
・コンビニ交付サービス及び住民票の写しの広域交付で交付する証明書は有料です。
・罹（被）災証明書等の交付前に、有料で受け付けた証明証の手数料は返金できません。